

## ○土幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症予防のため、在宅でエアコンを設置していない高齢者世帯等に対して、土幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金(以下「助成金」という。)を交付することとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第2条 助成金の対象となる世帯は、次の要件をそれぞれ満たす世帯とする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、町内に住所を有する世帯であつて次のいずれかに該当する世帯であること。

ア 75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

イ 要介護(要介護1以上)認定を受けている者又は身体障害者手帳1級から3級まで、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1級を持つ者が属する場合には、70歳以上の者のみで構成される世帯

(2) エアコンが設置されていない住宅(設備その他構造等の状況から、町長が1軒と認める住宅をいう。以下同じ。)又はエアコンの故障等によりこれと同等と認められる住宅に、現に居住する世帯であること。ただし、当該世帯のうち助成金の対象となる者が介護保険施設及び有料老人ホーム等に入所等している場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、助成金の対象の世帯とすることができる。

(対象機器)

第3条 助成金の対象となるエアコンは、壁又は窓に固定して設置するエアコンとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓に固定して設置することが困難であると認める場合は、可動式のエアコンを助成金の対象とすることができる。

(対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、町内に事業所等を有する事業者においてエアコンを購入し、及び当該エアコンの設置をすることに要した費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の対象経費の額の2分の1とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、助成金の上限額は、7万5千円とし、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする世帯の代表者(以下「申請者」という。)は、士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金申請書(様式第1号)に費用の内訳が記載された見積書の写し等の関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 助成金の交付申請期間は、交付申請をする日の属する年度の2月15日を期限とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日(以下「土日祝日」という。)に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日で土日祝日でない日を期限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、交付予定額が、予算の範囲を超えた場合は、その時点をもって申請の受付を終了するものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、交付を行うことが不相当と認めるときは、士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金交付却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条第1項の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、本事業の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金交付変更等承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該助成金に係るエアコンの設置が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日(土日祝日に当たる場合は、その前日においてその日に最も近い日で土日祝日でない日)のいずれか早い日までに、士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金実績報告書(様式第5号)により、次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) エアコンの設置状況を撮影した写真

(2) エアコン設置費用の内訳が記載された領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を精査し、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金確定通知書(様式第 6 号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金交付の条件)

第 11 条 申請者と家屋の所有者が異なる場合は、あらかじめ申請者の責任において家屋所有者から承諾を得ておくこと。

2 交付決定者は、当該助成金に係るエアコンが 6 年の法定耐用年数を経過するまで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前条に規定する条件に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費助成金交付取消通知書(様式第 7 号)により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

(機器の管理)

第 13 条 交付決定者は、最善の注意をもって当該助成金に係るエアコンを使用し、及び維持管理しなければならない。

(状況調査)

第 14 条 町長は、必要に応じて当該助成金に係るエアコンの設置状況の調査を行うことができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。